

お知らせ

◆平成26年度越谷市福祉保健 オンプズパーソン運営状況

この制度は、福祉保健サービス利用者からの市やサービス提供事業者に対する苦情に対し、福祉保健オンプズパーソン(権限を与えられた代理人)が公平・中立な立場で迅速に対処し、解決を図るものです。

平成26年度の運営状況は次のとおりです。

▽苦情相談…1件(児童福祉に
関する(い))

▽苦情申立て…0件
*福祉保健オンプズパーソンへの相談・申立ては福祉推進課で受け付けます
☎96339320

▽成人式欠席者へ記念品を配送
平成27年11月1日現在、越谷市に住所を有する新成人で、中核市・越谷移行記念平成27年度越谷市成人式を欠席した方へ、3月上旬から市の委託業者が各ご家庭に記念品をお届けします(地域によって配送時期が異なります)。
☎9633928

「じじいのアート展」表現すること は生きること 作品を募集します

方、障害福祉サービス事業所の利用者・関係者 4月15日(金)～30日(土)に応募用紙に必要事項を記入のうえ、可能であれば作品制作時の様子がわかる写真を添えて左記へ
☎9651659

越谷市指定障害福祉サービス事業所「しらこぼと」就労移行支援事業および就労継続支援事業B型利用者を募集します

得、職場探し等の支援)を必要とする方 4月18日(金)まで
☎96516541

3

◆合併処理浄化槽に取り替える方に補助金を交付

公共用水域の水質汚濁防止を促進するため、既設単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽に取り替える方に補助金を交付します。

▽対象者 市街化調整区域内の専用住宅にお住まいで、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方。ただし次に該当する方は対象外です。▽建築確認を伴う新築、増築時に設置する方

▽すでに設置済みの方 設置の届出の審査を受けずに設置する方 指定された期間内に設置できない方 専用住宅を借りている方で賃貸人の承諾を得られない方 専用住宅を転売または賃貸の目的で所有されている方

▽申込み 4月1日(金)～14日(木)に環境政策課へ。申請数が予算を超えた場合は公開抽選を行います。予算内の場合15日以降も受け付け、予算に達しただけ締め切ります。必要書類や補助金額など、詳しくは左記へ
☎96339186

◆消費生活相談事例
架空請求にご注意ください
【事例】
最近、スマートフォンや携帯電話などに、利用した覚えのない請求や「連絡しないと法的措置をとる」と書かれたメールが届いたという相談が多く寄せられています。
こうしたメールは不特定多数の人に一齐に送信されるもの



で、そのほとんどが「架空請求」です。利用していないサービスをあらかも利用したかのよう

に思わせ、連絡してきた人を不安に陥れ、金銭を支払わせようとするものです。請求はメール以外に封書、はがきによるもの

にもあります。身に覚えがなければ、慌てて連絡してはいけません。

【アドバイス】
身に覚えのない請求は無視して、不用意に連絡すると、知られていない個人情報

報まで聞き出されることがあります
○「裁判を起こす」などと書かれていても、絶対にお金を支払ってはいけません。一度支払つと、繰り返し請求が続く可能性がります

○迷惑メール対策として、受信拒否の設定やメールアドレスの変更を検討しましょう
困ったことや不安に思うことがあれば早めに左記へ。
☎96518006

市内で交通死亡事故が多発!

昨年1年間の交通事故死者数は10人で、平成20年以降最多となりました。今年1月にも2件の交通死亡事故が発生しています。悲惨な交通事故の被害者・加害者にならないために、一人ひとりが交通ルール・マナーを守り交通安全を心がけてください。

●車やバイクの運転者の皆さん
人身事故の原因で最も多いのが脇見などの安全不確認です。スピードの出過ぎに注意し、安全運転をお願いします。また、夕暮れ時は早めにライトを点灯させ、事故防止に努めましょう。

●自転車利用の皆さん
自転車安全利用五則を再認識し、安全運転を心がけましょう。

【自転車安全利用五則】
▽自転車は車道が原則、歩道は例外 歩道は左側を通行 歩道は歩行者優先で、車

「ガーヤちゃん」
今年も交通安全広報大使に
昨年引き続き、越谷特別市民の「ガーヤちゃん」に平成28年の交通安全広報大使を委嘱しました。委嘱期間は2月31日までです。



野球場貸し出し抽選会

4月1日(金)、午後7時から受運動公園グラウンドは抽選日に付。午後7時30分から抽選 市民球場会議室 4月7日(日)の抽選 抽「まんまるよやく」に登録している越谷市内のチーム 園使用料は使用日の翌月に「まんまるよやく」の登録口座から振り替え。江戸川広域

運動公園グラウンドは抽選日に付。午後7時30分から抽選 市民球場会議室 4月7日(日)の抽選 抽「まんまるよやく」に登録している越谷市内のチーム 園使用料は使用日の翌月に「まんまるよやく」の登録口座から振り替え。江戸川広域

消防からの お知らせ

住宅用火災警報器を設置しましょう
市では、火災予防条例により、火災発生時の「逃げ遅れ」による死傷者をなくし財産を守るため、平成20年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けています。

住宅用火災警報器は、就寝中に発生した火災を早期に知らせるため、各寝室と煙の集まりやすい避難経路となる階段(2階以上に寝室がある場合)に煙式のものを設置してください。また、すでに設置してある場合は、住宅用火災警報器が正常に作動するか、点検ボタンを押して定期的に点検を実施しましょう。

○住宅用火災警報器にほごりが付くと、火災の煙を感知しにくくなります。定期的に乾いた布でふき取りま

よう。また、油などの汚れが付いている部分は、家庭用中性洗剤を浸して、十分に絞った布で定期的に軽くふき取りましょう

○電池が切れた場合、音声でお知らせするタイプやピッピッと短い音が一定の間隔で鳴るタイプなどがあります。機器本体を交換するか、電池を新しいものに交換してください

○住宅用火災警報器の設置から10年以上経過している場合、内部の電子機器の劣化が進んでいるおそれがあるため、本体の交換をおすすめします。また、機種によっては電池の交換ができないものもありますので、説明書などで確認してください

消防本部予防課 ☎9740103

